明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令（二七九）　二
○警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（二八〇）　二
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二八一）　二

〔府　令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　二

〔規　則〕

○警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委二〇）　三

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は第三十六回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁七）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四二九）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三二六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五三四～一五四一）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（経済産業二一六）　五
○平成二十八年度以降の五年間についての石油備蓄目標（同二一七）　五
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通九二二）　六
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（同九二三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九二四）　七
○高速自動車国道に関する件（同九二五、九二六）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が決定された件（防衛一六八）　八
○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局七二）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一一九）　九

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七九号）（警察庁）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二八年法律第七三号）の施行期日は、平成二八年一一月三〇日とすることとした。

◇警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第二八〇号）（警察庁）

一　警察法施行令の一部改正関係

1　都道府県警察に要する経費で国庫が支弁するものに国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二八年法律第七三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な経費を加えることとした。（第二条関係）

2　警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改めることとした。（別表第一関係）

二　警察庁組織令の一部改正関係

長官官房給与厚生課の所掌事務を改めることとした。（第一一条関係）

三　この政令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日（平成二八年一一月三〇日）から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二八一号）（防衛省）

1　平成二八年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、三〇六万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。